



例  
取

官文第二三九五號

昭和十三年八月五日

鐵道大臣官房文書課

厚生省 御中

秘書課長



三四

鐵道省分課規程一部改正ニ關スル件

陸上交通事業調整法實施ニ伴ヒ當省監督局ニ調整課ヲ新設スルト共ニ監督局各課事務分掌變更ノ爲當省分課規程ヲ本月三日ヨリ別紙ノ通改正相成候ニ付爲御參考及通知候



裏面白紙



鐵道省分課規程

第一條ヨリ第七條迄省略

第八條 監督局ニ左ノ七課ヲ置ク

- 一 總務課
- 二 監理課
- 三 調整課
- 四 鐵道課
- 五 陸運第一課
- 六 陸運第二課
- 七 技術課

第九條 監督局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 監督法規ニ關スル事項
- 二 地方鐵道、軌道及自動車交通事業ノ抵當又ハ登録ニ關スル事項
- 三 地方鐵道及軌道ノ買収及補償ニ關スル事項

四 自動車運輸事業ノ補償ニ關スル事項

五 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ニ關スル資源ノ調査整備及運用ニ關スル事項

六 局内他課ニ屬セザル事項

第九條ノ二 監督局監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ検査ニ關スル事項

二 日本通運株式會社ニ關スル事項

三 地方鐵道補助金ノ計算ニ關スル事項

四 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ監督ニ關シ特ニ命ゼラレタル事項

第九條ノ三 監督局調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 陸上交通事業ノ調整ノ實施ニ關スル事項
- 二 陸上交通事業調整ノ資料ノ調査ニ關スル事項



第十條 監督局鐵道課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ免許、特許、許可及認可ニ關スル事項
- 二 地方鐵道補助ノ許可ニ關スル事項
- 三 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 四 地方鐵道及軌道ノ係員ノ職制、服務及懲戒ニ關スル事項
- 五 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ統計及調査ニ關スル事項
- 六 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ臺帳ノ整理ニ關スル事項

第十條ノ二 監督局陸運第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業ノ免許、許可及認可ニ關スル事項
- 二 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無

軌道電車事業ノ統計及調査ニ關スル事項

- 四 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業ノ臺帳及圖表類ノ整理ニ關スル事項

第十條ノ三 監督局陸運第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ免許、許可及認可ニ關スル事項
- 二 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ統計及調査ニ關スル事項
- 四 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ臺帳ノ整理ニ關スル事項

第十一條 監督局技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ技



裏面白紙

- 二 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ竣功監査ニ關スル事項
- 三 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ技術上ノ統計及調査ニ關スル事項
- 四 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ技術上ノ臺帳及圖表類ノ整理ニ關スル事項

第十二條以下省略



鐵道省分課規程

第一條ヨリ第七條迄省略

第八條 監督局ニ左ノ七課ヲ置ク

- 一 總務課
- 二 監理課
- 三 調整課
- 四 鐵道課
- 五 陸運第一課
- 六 陸運第二課
- 七 技術課

第九條 監督局總務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 監督法規ニ關スル事項
- 二 地方鐵道、軌道及自動車交通事業ノ抵當又ハ登録ニ關スル事項
- 三 地方鐵道及軌道ノ買收及補償ニ關スル事項

四 自動車運輸事業ノ補償ニ關スル事項

五 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ニ關スル資源ノ調査整備及運用ニ關スル事項

六 局内他課ニ屬セザル事項

第九條ノ二 監督局監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ檢査ニ關スル事項

二 日本通運株式會社ニ關スル事項

三 地方鐵道補助金ノ計算ニ關スル事項

四 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ監督ニ關シ特ニ命ゼラレタル事項

第九條ノ三 監督局調整課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 陸上交通事業ノ調整ノ實施ニ關スル事項
- 二 陸上交通事業調整ノ資料ノ調査ニ關スル事項



第十條 監督局鐵道課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ免許、特許、許可及認可ニ關スル事項
- 二 地方鐵道補助ノ許可ニ關スル事項
- 三 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 四 地方鐵道及軌道ノ係員ノ職制、服務及懲戒ニ關スル事項
- 五 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ統計及調査ニ關スル事項
- 六 地方鐵道、專用鐵道及軌道ノ臺帳ノ整理ニ關スル事項

第十條ノ二 監督局陸運第一課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業ノ免許、許可及認可ニ關スル事項
- 二 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無軌道電車事業ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無

軌道電車事業ノ統計及調査ニ關スル事項

- 四 旅客運送ヲ爲ス自動車交通事業、自動車道事業、索道事業及無

軌道電車事業ノ臺帳及圖表類ノ整理ニ關スル事項

第十條ノ三 監督局陸運第二課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ免許、許可及認可ニ關スル事項
- 二 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ業務ノ監督ニ關スル事項
- 三 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ統計及調査ニ關スル事項
- 四 小運送業及貨物運送ヲ爲ス自動車交通事業ノ臺帳ノ整理ニ關スル事項

第十一條 監督局技術課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ技



一 術上ノ審査竝ニ監督ニ關スル事項

二 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ竣功監査ニ關スル事項

三 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ技術上ノ統計及調査ニ關スル事項

四 地方鐵道、軌道、自動車運輸事業、小運送業其ノ他ノ陸運ノ技術上ノ臺帳及圖表類ノ整理ニ關スル事項

第十二條以下省略